

□＜豆知識＞「引用」とは□

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を、自身の著作物へ取り込む場合(“転載”)には相手方(著作権者・出版社)の許諾が要ります。(許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります。)ただし、「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます。

1. 「引用」の条件

- 1) その著作物が既に公表されていること。
- 2) 執筆上(自説の説明・展開、学説の批評などのため)その文章、図表を取り込み使用する必然性がなければならないこと。
- 3) 引用しようとしている文章の長さや、図、表の数・量が客観的にみて**正当な範囲**にあること。
- 4) 原則として、**改変を加えず、原形を保持**すること。(改変使用の場合は、その旨の表示を必要とする。)
- 5) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用法をしないこと。(例えば、原著者が既に訂正・補足した学説を、ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し、あるいは引用して批評するなど)
- 6) 引用された文章、図表などがそれと判るよう明示すること。
- 7) 出所(出典)を引用個所に近接して明示するこ

と。

2. 改変使用について

- 1) 原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用、あるいは、外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている。この場合は「出所の明示」に加えて、さらに[…より改変(あるいは翻訳)]などの“ことわり”を入れることが必要となる。
- 2) 二つ以上の著作物を使用しそれを複合利用する場合は、出所の明示に加えて[…と…とより複合]などと、その旨付記する。
- 3) 著しい改変を加え、もはや「引用」とは認められない図表などの場合、それを新しい原図(表)とするか否かは、そこに盛られる表現上の **creativity** の問題であり、その判断は著者自身の学問的良心による。

「引用」かどうか疑わしい場合(特に書籍から利用する際には、まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします。「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし、著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております。

(上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識—編集・執筆のために』より抜粋。発行所：電話 03(818)0160)

□本誌編集室□